

第5章 施策の展開

ページの見方・凡例

計画における市の施策の方向性は、下記（サンプル）のような構成で掲載されています。

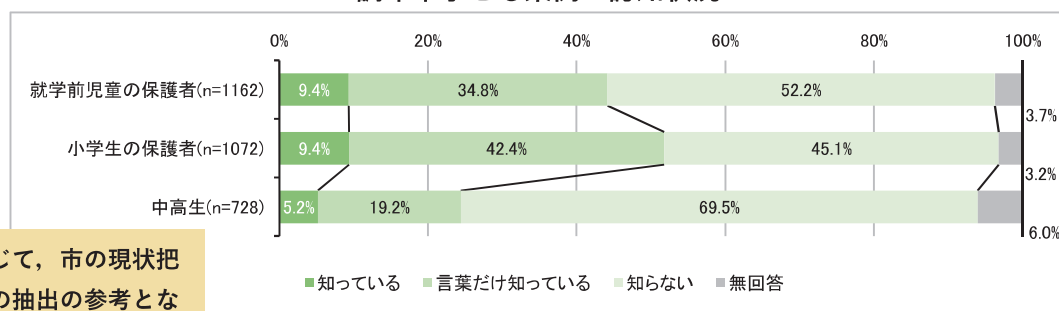
基本施策のタイトル

基本施策〇-〇 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進

現状と課題

アンケート調査や、これまでの実績等に基づく、市の「現状と課題」を掲載しています。

調布市子ども条例の認知状況



必要に応じて、市の現状把握や課題の抽出の参考となる実績や統計データを掲載しています。

施策の方向

本計画における、市の取組方針を掲載しています。

当該基本施策における、主な事業や取組の内容及び関連する事業、所管課を掲載しています。

主な事業・取組

1-1-1 ○○○○○○○○○○○○ (施策○-○関連) (子ども政策課¹²⁾)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
◎ □ □ □ 事業の実施
○ □ □ □ 事業の啓発

具体的な取組内容を掲載しています。

第2期調布っすこやかプランの計画期間（令和2年度から開始）以降からの新規事業・取組は「◎」で掲載しています。

第2期調布っすこやかプランから継続（拡充を含む）で位置づけている取組（以前から実施しており掲載していなかった取組を含む）は「○」で掲載しています。

¹² 組織改正に伴い、本計画では令和7年度からの所管課名で記載をしています。

ページの見方・凡例（基本施策 3-1・3-2）

基本施策 3-1・3-2 は市の乳幼児期の教育・保育，地域子育て支援事業サービスに関する量の見込み（ニーズ量の見込み）と，確保方策（サービス提供体制）について記載しています。

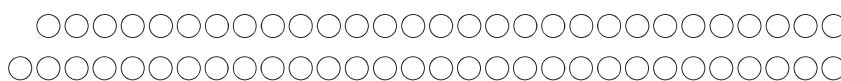
計画における市の施策の方向性は，下記（サンプル）のような構成で掲載されています。

基本施策の No

基本施策のタイトル

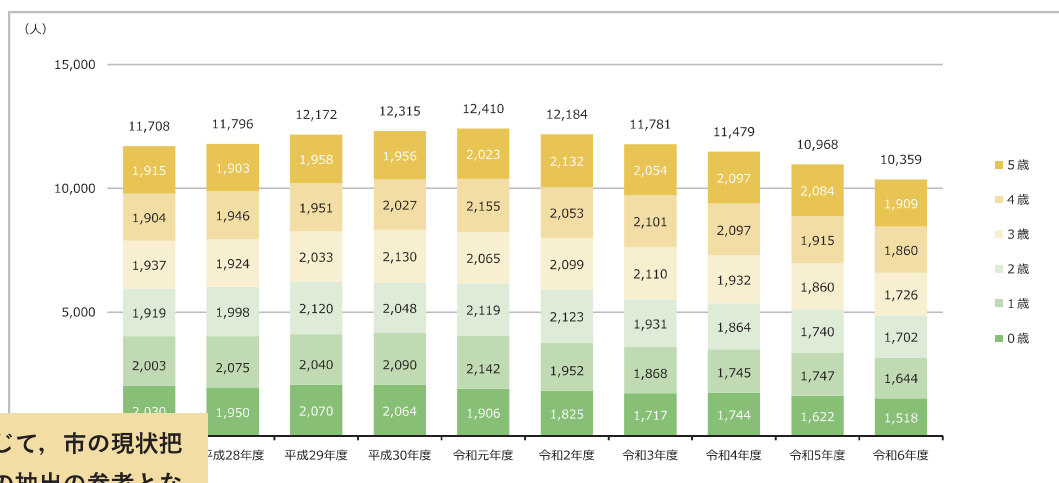
基本施策〇-〇 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実

現状と課題



教育・保育サービスの利用実績等に基づく，市の「現状と課題」を掲載しています。

就学前児童数の推移



必要に応じて，市の現状把握や課題の抽出の参考となる実績や統計データを掲載しています。

量の見込みと確保方策

① 確保方策の方針



② 確保方策の考え方



③ 量の見込みと確保方策



量の見込み（ニーズ量の見込みと，確保方策（サービス提供体制）についての方針性を掲載しています。

基本目標 1

子ども・若者の意見・権利を尊重した 健やかな成長の支援の充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	「調布市子ども条例」の認知度 （「知っている」、「言葉だけ知っている」 子どもと大人の割合）※ 1	子ども：24.4% 大人：47.8% （令和 5 年度）	上げる
2	「子どもの権利」の認知度 （「知っている」、「言葉だけ知っている」 子どもと大人の割合）※ 1	子ども：69.9% 大人：78.4% （令和 5 年度）	上げる
3	「自分の意見や思いを自由に言えている」 と思う子どもの割合※ 2 「周囲の大人は意見を大事にしてくれている」 と思う中学生・高校生世代の割合※ 1	子ども：78.0% 中学生・高校生 世代：84.9% （令和 5 年度）	90%
4	児童館における子どもの意見を具現化した 取組の件数	55 件 （令和 5 年度）	77 件
5	「将来について明るい希望を持っている」 （「希望がある」、「どちらかといえば希望 がある」と思う若者の割合）※ 1	若者：73.8% （令和 5 年度）	80%

※ 1 調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査

※ 2 調布っ子アンケート

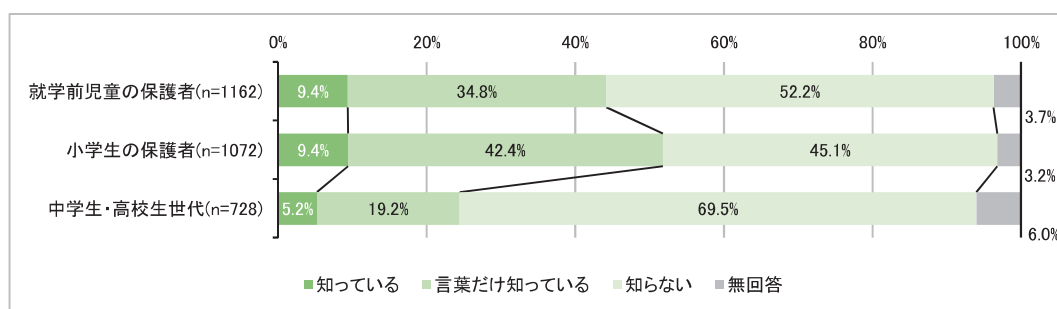
基本施策 1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進

現状と課題

令和5年4月に国によりこども基本法が施行され、より一層社会全体で子どもの権利や子どもの意見の尊重が重要視されるようになりました。そのような中、「子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査」（令和5年）において、調布市子ども条例の認知状況は、「知っている」が1割に満たず低い状況となっており、子どもの権利に関する認知状況についても、「知っている」が5割に満たない状況です。子どもの権利条約やこども基本法に基づき、子ども・若者が権利の主体であることを共有し、「子どもは調布の宝、未来への希望」とする調布市子ども条例の理念の普及に向けて、子どもも大人も、条例や子どもの権利について知り、理解を深める必要があります。

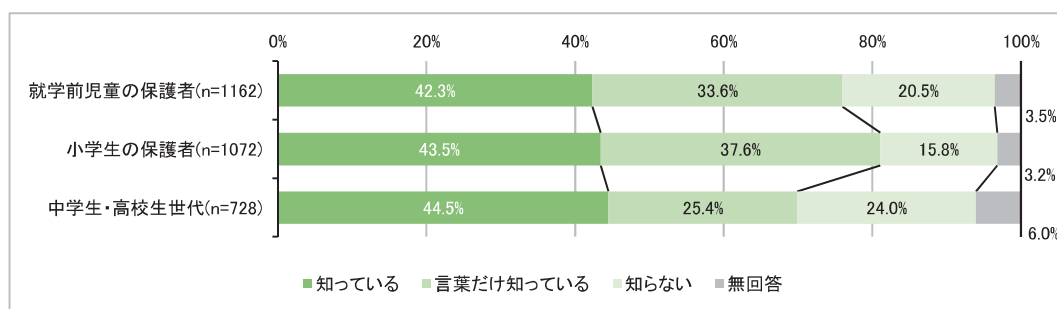
子どもの声・意見の表明や参加は、家庭や学校、地域、市政など、日常のあらゆる場面で尊重される必要があります。「調布っ子アンケート」（令和6年）では、意見を言いやすくなる取組として、タブレットやパソコンなどデジタルを活用した方法や学校、児童館などに意見箱を置くなど身近なところで行える方法などの回答が多く、子どもの声・意見の表明や参加のしやすい環境づくりに向けた検討が必要です。

調布市子ども条例の認知状況



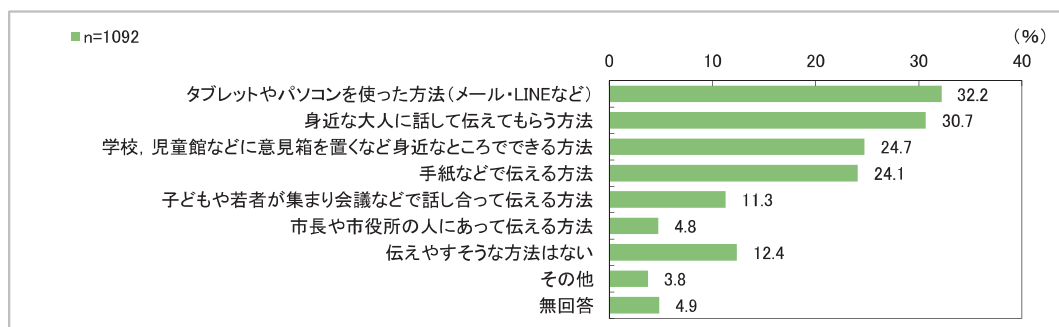
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者），
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

子どもの権利認知状況（再掲）



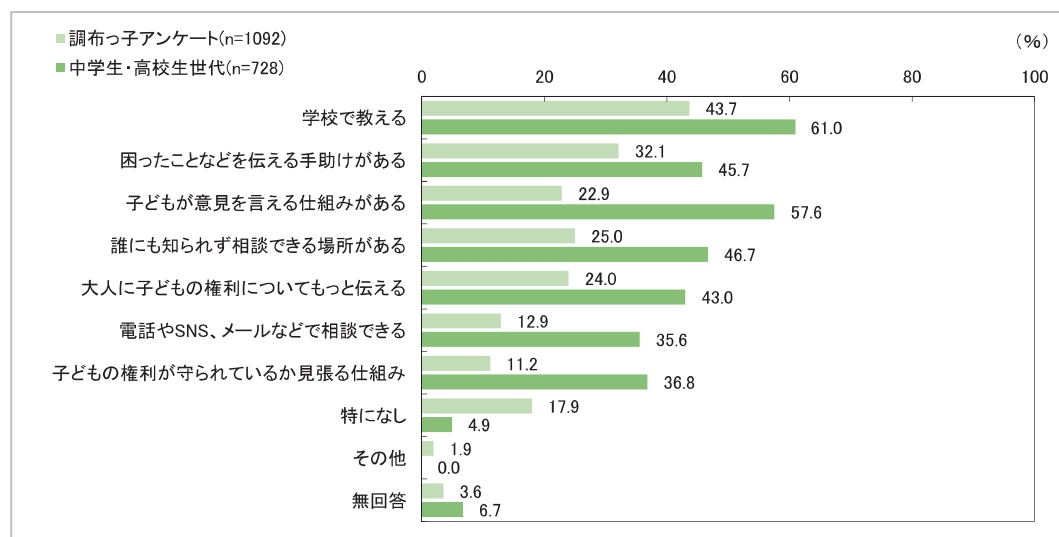
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者），
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■ どうしたら、自分の意見を言いやすくなるか（再掲） ■



（資料）調布っ子アンケート

■ 子どもの権利を守るため必要な仕組み（再掲） ■



（資料）調布っ子アンケート、

子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

調布っ子ミーティング,
ユースミーティングを実施しました。

子ども・若者の

声



調布っ子の声

10年後の調布市はどんなまちになっていて欲しい？

- ・ 全員がハッピー・ラッキー・スマイルなまち！
- ・ 安心・安全で犯罪のないまち，楽しく暮らせるまち，みんなで子育てを応援するまちになっていて欲しいな。
- ・ 学校に行けない人がいなくなって，いろんな人と触れ合える施設があるまちになっているといいな。

調布っ子ミーティングでは，他にも「放課後の過ごし方」や「調布市のいいところ」などをテーマとして意見交換を行いました。

調布っ子ミーティングの参加者は，調布市がきれいで自然豊かな暮らしやすいまちと感じています。

放課後の時間の過ごし方としては，自分の時間を大切にしており，家で過ごすことを好む傾向がみられました。

防犯意識，交通安全への関心が高く，安全・安心で犯罪のないまちであることが願っており，ワクワクするようなまちづくりを求めていることがわかりました。



若者の声

子どもを産み育てたいと思えるまちになるためには何が必要？

- | | | | | |
|-----------|-------------------|---------|------------------|---------------|
| 補助金 | 教育費の支援 | 医療費の助成 | 結婚・出産祝い金制度 | 不妊治療の助成 |
| 出会いや交流の場 | 出産サポート | 子どもの遊び場 | ライフステージに応じた子育て支援 | 保育所の受入体制 |
| 産休・育休への理解 | 切れ目ないキャリア形成 | 良好な就労環境 | 所得 | 夫婦や子育て家庭への寛容さ |
| 他者との繋がり | 家族のサポート | 地域のサポート | 子育てに関する悩みや不安の相談先 | |
| 税制改革 | 政治や行政に頼らない自己の意識改革 | | | |

※ 参加者が書き出したアイデアをリスト化したものです。



子どもを産み育てたいと思えるまちになるための課題は？

- ・ やっぱり，出産・子育てで自分のキャリアが途絶えるのは望ましくない。積極的にカムバックを応援してほしい。
- ・ 物価は高騰しているのに，所得は追いついていないから，お金の面は本当に不安。経済的支援が必要。
- ・ 地域や家族の支えがないと，子育ては大変そう。子どもを産み育てたいと思う人への支援が必要。
- ・ 悩みや不安を，もっと気軽に周囲の人や市の窓口相談出来たらいい。

施策の方向

- 調布市子ども条例や子どもの権利の認知度を向上させるための周知・啓発活動を推進します。
- 子どもを含めた市民一人ひとりが子ども条例の趣旨について理解を深めることができるように、子どもの年齢に応じた広報や、様々な機会や媒体を利用した普及・啓発に取り組みます。
- 子どもが様々な方法で意見を言いやすく、積極的に参加できるような仕組みづくりを検討します。
- 家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境を醸成します。

主な事業・取組

1-1-1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発（施策 4-3 関連）（子ども政策課）

調布市子ども条例及び子どもの権利について、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。

また、家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境づくりの大切さを伝えていきます。

- ごみ収集車装飾事業（「みんななかよし！」をテーマにした小学生の絵で装飾）
- ◎ 調布市子ども条例及び子どもの権利に関するリーフレット作成、周知
- ◎ 春のこどもまんなか月間に合わせた広報

1-1-2 保育所における子どもの気持ちへの配慮（保育課）

保育所で保育する際は、子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、援助します。

- ◎ 保育所保育指針、保育の質ガイドラインを踏まえた保育の実施

1-1-3 子どもの意見募集（子ども政策課、児童青少年課等）

子どもの権利条約や調布市子ども条例に基づき、調布っ子（調布市に住む子ども）が、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるような調布のまちをよくするためのアイデアや子ども・子育てのことで調布市に対して思っていることや聴いてほしいこと、困っていること、悩んでいることなどの意見を様々な手法を検討し、募集します。

- ◎ 調布っ子の声・意見募集の検討
- ◎ 児童館・学童クラブ・あそびバの利用児童に対するやりたいことアンケートや投書箱の設置
- 学童クラブ利用者アンケートの実施

1-1-4 意見発表の機会づくり（社会教育課）

小学生に自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

- 調布っ子“夢”発表会

1-1-5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり（子ども政策課，社会教育課，図書館等）

子どもや若者，子育て当事者が市の子育て施策等への参画や意見を表明しやすい環境づくりに努めます。

- ◎ 調布市子ども・子育て会議委員への大学生や子育て当事者の参加
- ◎ 調布っ子ミーティングの開催検討
- ◎ 調布市ユースミーティングの開催検討
- 中学生の「記者」によるぶちねこ便の発行
- 二十歳のつどい実行委員会への若者世代の参加

1-1-6 人権に関する相談・教育・啓発の推進（市民相談課，指導室）

人権に関する関係機関と連携を図り，相談者に対して中立公正な立場でそれぞれのケースに応じた適切な支援救済措置に取り組むとともに，市民一人ひとりが人権の大切さについて理解を深め，人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発を推進します。

また，家庭や学校，人権擁護委員等と連携し，人権教育の推進により児童・生徒への人権感覚の醸成を図るとともに，人権意識の向上を図ります。

- 人権に関する相談事業・啓発の推進
- 人権教育の推進（「命」の授業や SOS の出し方教育）

1-1-7 将来の有権者理解の促進（選挙管理委員会）

将来有権者となる子どもたちの自由意志に基づく選挙候補者の選択や実際の投票方法，選挙運動などの理解，主権者教育として，身近なテーマを基に選挙について学ぶ機会づくり等をします。

- 選挙出前授業・模擬選挙の実施
- 調布市明るい選挙啓発書道展の実施

1-1-8 家庭教育・交流の機会づくり（東部公民館，西部公民館，北部公民館）

公民館施設で，市の子育て支援や子どもの権利，子育ての悩みを解消するようなセミナーやコーチングの講座などの学びの機会や子育てに関する情報を提供するとともに，子育てをする同世代の交流や地域の家庭教育・幼児教育の充実を図ります。

- 家庭教育講座の実施

CHECK

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは？

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

■子どもの権利条約の4つの原則■

1

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（出典）公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」について詳しくはこちら



公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」

基本施策 1-2 子ども・若者の健やかな育成

現状と課題

すべての子ども・若者が、社会的に自立し、いきいきと活躍していくためには、安全・安心に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、様々な体験や学習等を通して、豊かな人間性を身につけていくことが必要です。

調布市子ども条例は、子どもや若者が健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むことを基本理念としており、子ども・若者の健やかな育成に向け、世代を超えた協働体制の構築と地域の担い手育成が求められます。

また、子どもにとって安全・安心な社会環境づくりを整備するため、防犯対策やアレルギー対策等の取組の充実や、子ども自らが自身の安全を確保できるよう、関係機関と連携した取組を進める必要があります。

CHECK

調布っ子の声

Q. 調布市のいいところは？



調布駅や駅周辺がきれいに整備されているよね。



給食！
キラキラゼリー、コストリカリス、目玉おやじゼリー、ぬりかべ食パン…どれもおいしいよ。



調布市には自然がたくさんあるところがいいところだと思う。



事件・犯罪が少なく、安全なところがいいと思うな。

施策の方向

- 子どもや若者が、地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる交流活動の機会を充実します。
- 子ども・若者の健やかな成長を支えるため、地域における子育て経験者や様々な知識・経験を有する高齢者など、多様な担い手を確保し、子ども・若者育成支援に係る活動への参加を促進します。
- 子ども・若者の相談・支援を充実させるため、同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの活動を促進します。
- グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育みます。
- 地域全体で子どもの安全を確保するとともに、子ども自身が主体性を持って自ら事件・事故等から身を守る力を身につけられるよう、取組を進めていきます。

主な事業・取組

1-2-1 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策 1-4 関連）（児童青少年課）

児童館が主催する宿泊活動や自然体験活動を通じて、児童・生徒のコミュニケーション能力、社会性・責任感等の育成を図ります。

- ウルトラキャンプの実施
- 児童青少年フェスティバルの実施
- 児童館まつりの実施
- 児童館交歓フェアの実施
- 児童館交流大会（サッカー大会、オセロ大会）の実施

1-2-2 ボランティアスタッフの活用（児童青少年課、子ども育成課）

児童館やあそびバ、子ども・若者総合支援事業「ここあ」において地域の人材を活用し、子どもたちに様々な体験・活動等を提供します。

- 児童館支援スタッフ、あそびバボランティアスタッフの活用
- ここあ学習支援事業、居場所事業におけるボランティアの活用

1-2-3 自国の伝統・文化への理解促進等（児童青少年課、文化生涯学習課）

相互友好協力協定を締結している東京外国語大学の留学生との交流を通じて、子どもたちの日本文化や異文化に対する理解等を育みます。

- 児童館における留学生のインターンシップ受入

1-2-4 児童の防犯意識に関する啓発（児童青少年課、総合防災安全課）

学童クラブを中心に、児童が通学路を含む近隣地域を実際に歩いて点検し、誰もが入りやすく誰からも見えにくい場所（犯罪が起こりやすい場所）や、危険と思われる場所を洗い出して可視化することを通じて、児童への注意喚起を図ります。

また、児童館における防犯講話や、学童クラブ等へ児童が自ら犯罪被害や事故を予測して、安全な行動、危険な行動を学習することができるキットを貸し出し、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。

- 児童館における防犯講話の実施
- 「安全行動イメージトレーニング」貸出し

1-2-5 安全確保の推進（保育課、児童青少年課、学務課、社会教育課、教育総務課、指導室、総合防災安全課）

緊急かつ重大な事態の発生に備え、保育所、小・中学校、児童館等に、各施設と警視庁との非常通報体制を整えるとともに、通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や点検の実施、通学路標示板の更新等を通じて通学路の安全確保を推進します。

また、危険から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発の支援を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図るとともに、下校時の児童・生徒の安全を守る取組を推進します。

その他、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策の取組を継続します。

- 「学校 110 番」の設置
- 通学路防犯カメラの維持管理、通学路合同点検の実施、通学路マップの作成・啓発、児童通学見守り員の配置
- 「こどもの家」の普及啓発の支援
- 調布子ども安全・安心パトロール、防災行政無線を活用した子どもの見守り放送
- 公共施設等シックハウス対策、室内化学物質対策協議会の開催

1-2-6 幼稚園・保育所・小学校及び小学校・中学校の連携（保育課、指導室）

幼児期の遊びが小学校以降の学びに生きる保育、学校におけるスタートカリキュラムの取組、幼・保・小及び小・中連携の推進を図ります。

- ◎ 幼児期の遊びが小学校以降の学びに生きる保育（とうきょうすくわくプログラム）の実施
- 幼保小連携推進協議会、小 1 プロblemの対応
- 小中連携による中 1 ギャップへの対応

1-2-7 保育所や学校における食物アレルギー対策の推進（学務課、指導室、保育課、児童青少年課、子ども政策課）

保育所や学校において、食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供し、学校給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員等の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。

また、食物アレルギーと思われる事案が発生した際に、保育所や学校等関係機関が適切に対応できるよう、東京慈恵会医科大学附属第三病院や医師会との連携を図ります。

- 調布市食物アレルギー医療・教育連携会議の開催
- 調布市医師会指定医療機関のセカンドオピニオンの推奨
- エピペン投与シミュレーション研修の実施
- アレルギー対応ホットラインの活用
- ◎ 小・中学校における食物アレルギー対応専用調理室の整備
- 指導検査における認可保育所の食物アレルギー対策の検査

1-2-8 ICT 環境の整備・活用と情報教育の推進（指導室）

ICT を日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒の「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、情報活用能力の育成、学びの保障・充実を推進します。

また、スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNS の活用方法を考える機会の充実、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

- ◎ 児童・生徒 1 人 1 台端末による教育、環境整備
- ◎ 情報モラル教育の推進

1-2-9 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組（指導室）

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の 5 つの資質を、「学校 2020 レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

また、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

- ◎ 体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）の活用
- 学校 2020 レガシー教育
- 外国語指導助手（ALT）の活用

1-2-10 中学校における部活動の地域資源の活用（指導室）

「調布市中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、現在の部活動を地域へ移行し、市の地域資源を活用した持続可能な地域クラブを整備することで、子どもたちが生涯にわたって地域の中で主体的に様々なスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができる環境づくりを進めます。

- ◎ 調布市中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画に基づく各種取組の推進

1-2-11 地域で活躍できる人材の養成（社会教育課）

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図ります。

- 小学生を対象としたジュニアサプリーダー講習会の支援
- 中学生を対象としたジュニアリーダー講習会の実施
- 高校生を対象としたシニアリーダー講習会の実施

1-2-12 安全教育の推進（教育総務課，指導室，総合防災安全課）

災害時を想定した，避難訓練や引き渡し訓練，避難所開設訓練，体験等を通じて，子どもたちの自助・共助意識を養い，自助・共助のために必要な知識と行動を習得するとともに，「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して，安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，進んで安全で安心な社会づくりに参加し，貢献できるような資質や能力を育成します。

また，児童・生徒が性暴力等の加害者，被害者，傍観者にならないよう，性暴力の根底にある誤った認識や行動，性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で，自分や相手，一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。

- 調布市防災教育の日の実施
- 防災フェアの実施
- セーフティ教室の実施
- 「命」の授業の実施
- 救命講習の実施

1-2-13 食育の推進（健康推進課，保育課，学務課，指導室）

子どもが生涯にわたって健康で生き生きと過ごせるよう，健全な食生活を送り，食への意識や関心，知識，理解を高められるようなきっかけづくりや普及啓発，情報提供など関係部署と連携しながら食育を推進します。

- 食育講演会の開催
- 食育セミナー（調布っ子食育マイスター）の実施
- 保育所における保育所保育指針に基づく食育計画の策定，年齢に応じた食育活動の推進
- 小・中学校における食育の推進（親子料理教室，地場野菜を活用した給食）

1-2-14 家庭教育への支援（社会教育課）

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため，市立小・中学校 PTA との連携や家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を発信することにより，地域や家庭での教育力の向上を図ります。

- PTA が企画・運営する家庭教育セミナーに対して，助言，情報提供や助成，広報等の支援
- 家庭教育や青少年教育に関するイベント情報や読み物を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行

1-2-15 民間協力者の確保（福祉総務課，子ども政策課）

保護司や民生委員・児童委員等の担い手として，幅広い世代・分野からの人材の確保を図ります。

また，東京都と連携し，地域型保育や，地域子ども・子育て支援事業等の担い手を養成するため，子育て支援員研修を行い，研修受講希望者の見学実習先の調整を実施します。

- 保護司，民生委員・児童委員の各地区確保
- 子育て支援員研修の保育所での受入

基本施策 1-3 健やかな成長のための居場所づくり

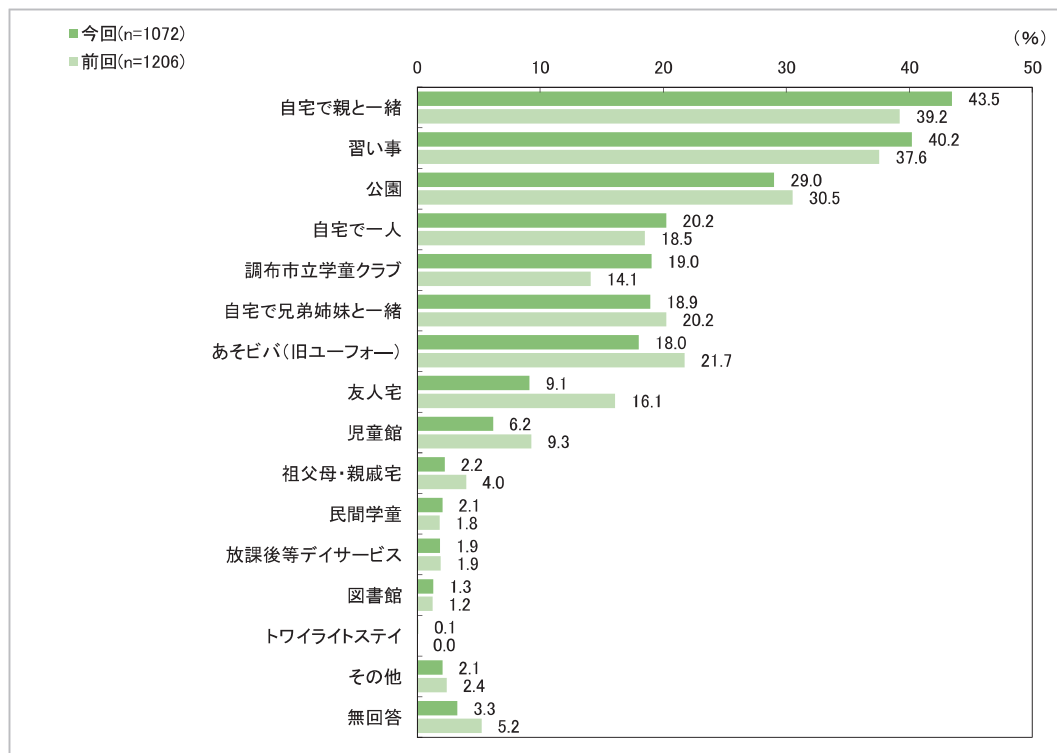
現状と課題

地域のつながりの希薄化，少子化の進展，新型コロナウイルス感染症の影響により，子ども・若者同士が遊び，育ち，学び合う機会や居場所の減少，児童虐待の相談対応件数や不登校，自殺者の増加といった複雑かつ複合化した子どもを取り巻く環境，価値観の多様化などを背景に国は，令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら，多様な体験活動や外遊びに接する機会を持ち，健やかな成長やウェルビーイングの向上に資するよう，子どもの声を聴き，視点に立ち，官民の連携・協働等のもと，「ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる」の4つの視点を持った居場所づくりをしていく必要があります。

放課後の居場所の1つとして，学童クラブがありますが，共働き世帯の増加などを背景に申請者は増加しており，入会保留児童が発生しております。放課後の居場所対策については，計画的に定員数の拡大と施設整備を進めるとともに，児童館・学童クラブ・あそびバが一体となった施策の推進が必要です。

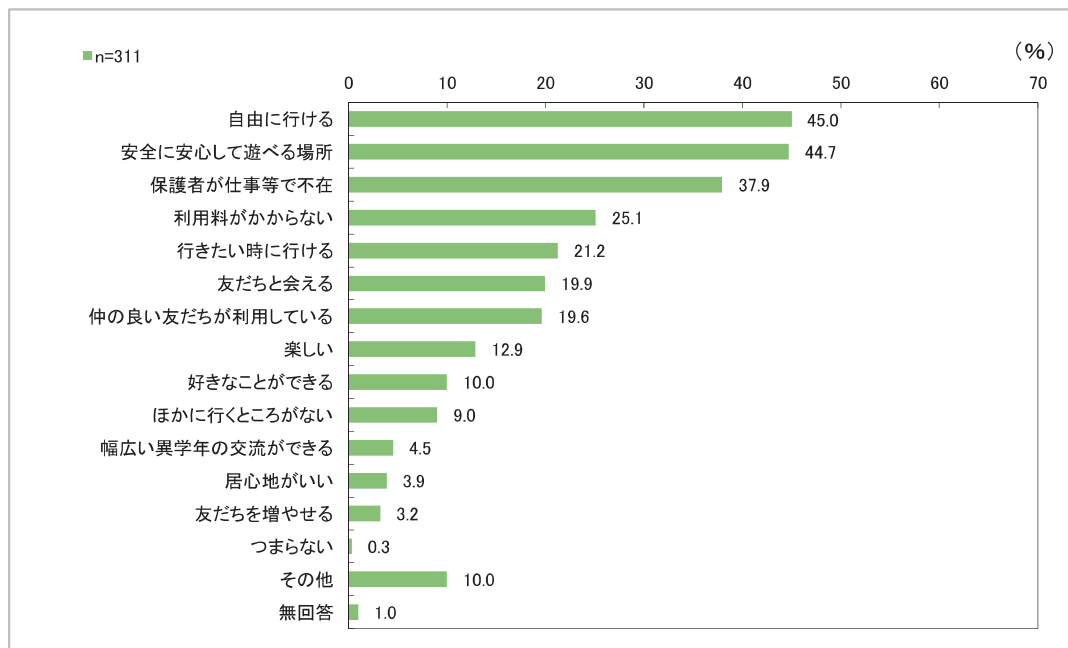
また，児童館は「子育てひろば」を含め，乳幼児から高校生世代までを利用対象としています。が，「調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査結果報告書」では，中・高校生世代の児童館や青少年ステーション CAPS の利用状況は「利用していない」が全体の8割以上となっています。居場所を必要としている中・高校生に利用してもらえよう，周知に努めるとともに，子どもたちの意見を取り入れながら，事業・施設の充実を図ることが求められています。

放課後の居場所



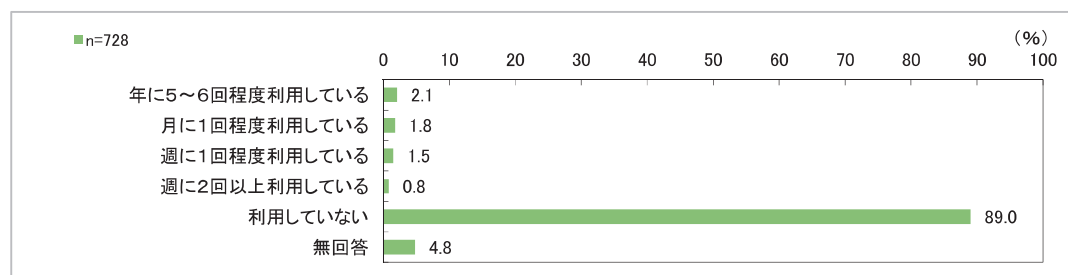
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (小学生の保護者)

■ あそびバを利用している理由 ■



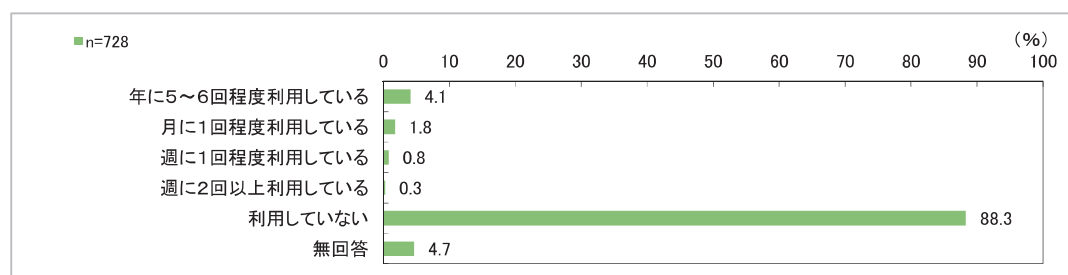
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生の保護者）

■ 児童館の利用状況 ■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■ 青少年ステーション CAPS の利用状況 ■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

CHECK

調布っ子の声

Q. 放課後はどんなところで過ごしたい？



学校から近く安全・安心なところ
がいいよね！



自分の家で好きなことをして過
ごしたいなあ。



駅が近く、車通りが少なく安全
な場所で遊びたい。



どんな遊びもできる、「スーパー
公園」みたいなのがあったら
いい！

施策の方向

- 子どもの豊かな成長や自立性、社会性を育んでいくために、子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。
- 子ども食堂などの既存の地域の居場所を運営する団体や新たに居場所づくりを始めたい人・団体に対して、国等の補助金（国の制度等）を活用した運営支援や地域福祉コーディネーター（CSW）と連携した居場所づくりのサポートをします。
- 子どもたちの居場所に関する情報をまとめ、可視化し、居場所につながるようにします。
- 子ども・若者にとって、より良い居場所となるよう、子ども・若者の声や意見を聴き、視点に立った居場所の充実を進めます。
- 居場所としての必要性や効果について検証しながら、居場所づくりや居場所の充実を図ります。

主な事業・取組

1-3-1 親子の居場所・交流の場づくり（子ども家庭センター，児童青少年課）

雨の日でも安心して親子が一緒に遊べ、「出会える」、「ふれあえる」ように，親子の居場所・交流の場を確保します。

また，子育て中や妊娠中の方を対象に乳幼児親子が遊べるひろば開放や各種講座，出会った仲間をつくる自主サークル支援など，「心豊かに健やかな子育て」の場づくりを支援します。

- 子ども家庭支援センターすこやか「屋根のある公園」の展開
- 児童館 11 箇所における「子育てひろば」の展開

1-3-2 認可保育園・幼稚園等における地域交流の場づくり（保育課）

認可保育園・幼稚園等において，地域の子育て支援として，親子の方などを対象に，園庭開放や人形劇，餅つき大会など園によって多種多様な交流を行い，子育ての身近な相談や仲間づくりの場を提供します。

- 認可保育園・幼稚園等における地域交流事業の実施

1-3-3 官民協働の居場所づくり（子ども政策課，児童青少年課）

関係機関や民間団体などが行う地域の子どもや親子が遊び，体験，交流する場づくりの支援を継続します。

- ◎ プレイセンター事業への支援
- ◎ 地域交流センター「まんまる」への支援
- 居場所事業を実施する団体等への運営費の補助

1-3-4 関係機関や地域団体等と連携した居場所づくりの支援（子ども政策課，福祉総務課（調布市社会福祉協議会））

調布市社会福祉協議会と連携し，子どもの食の支援を中心に学習支援，体験活動などを行い，家庭や学校だけでなく，地域内の子どもの居場所をつくりたい地域住民や企業，任意団体等を支援します。

- ◎ 地域福祉コーディネーター（CSW）や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と連携した居場所づくりの支援
- ◎ 子どもの食の支援を中心に学習支援，体験活動などを行う団体等への運営費補助
- ◎ 子ども食堂等の SNS 等を活用した広報支援，後援

1-3-5 小学生の放課後等における居場所づくり（児童青少年課・教育総務課）

児童館、学童クラブ、あそびバにおいて、子どもたちが、「やってみたい」ということを尊重し、安全・安心に、楽しく、自由に遊び、交流できる居場所づくりを支援していきます。児童館については、子どもの意見と時代のニーズを踏まえた児童館の在り方について検討を始めます。あそびバについては、子どもたちの意見を反映させたプログラムを展開するなど、子どもたちの「やりたい遊び」の実現を図り、プログラムの充実を目指します。

また、学童クラブにおいて、保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学1年生から6年生に対して、遊びや生活の場を提供できるよう、計画的に定員数の拡大と施設整備を進め、入会保留児童対策を推進します。

さらに、各家庭の事情などを踏まえ、学校始業前まで子どもたちが安心して過ごせるように朝の時間帯における見守りを検討します。

- 児童館の運営、児童館の在り方の検討
- あそびバの運営、「やりたいことアンケート」の実施、一部施設の平日18時までの開設時間延長を試行実施
- 学童クラブの運営、入会保留児童対策の実施
- ◎ 「早朝見守り事業」の検討

1-3-6 中・高校生世代の居場所づくり（児童青少年課）

市内の全児童館において、利用者のニーズを踏まえながら、中・高校生世代が利用しやすいような居場所づくりを推進します。

また、青少年ステーションCAPSにおいて、中・高校生世代を対象に、健全な居場所を提供し、専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽、スポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等）の活動を支援します。あわせて、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を行い支援します。

- 児童館「中・高生タイム」、中・高生世代向け事業の実施
- 青少年ステーションCAPSの運営

1-3-7 児童館におけるセンター機能の明確化（児童青少年課）

児童館の民間活力の活用を進めていく中で、児童館に係る施策の立案や庁内調整等、児童の健全育成に関する総合的な役割を果たす「センター機能型児童館」の設置について庁内検討会の中で検討して参りました。

検討の結果、「センター機能型児童館」で求められる機能は、児童館全体に係る施策の立案や庁内調整等であることから、その機能を児童館ではなく、児童青少年課（本庁）内に持たせることとし、その役割を果たすとともに事業の充実を図る方向で検討していきます。

- 「センター機能」に関する検討

1-3-8 困難を抱える子ども・若者の居場所づくり（児童青少年課）

困難を抱える子ども・若者が家庭以外の場所で自由にゆっくり過ごすことができる居場所を提供します。

- 子ども・若者総合支援事業「ここあ」の実施

1-3-9 居場所の情報提供（子ども政策課、協働推進課）

市内のサードプレイスや交流の場、子ども食堂など市内に関する情報をまとめ、紹介することで子どもや若者が居場所を見つけやすく、つながるような支援をします。

- ◎ 「子ども食堂等マップ」の充実
- ◎ 「居場所マップ」の充実

1-3-10 地域とともにある学校づくり（指導室）

保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題，目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すとともに，地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により，持続可能な仕組みを構築し，学校教育活動の充実，活性化を図ります。

- コミュニティスクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の一体的推進

1-3-11 社会教育施設における居場所づくり（社会教育課，図書館，東部公民館，西部公民館，北部公民館）

社会教育施設における乳幼児と保護者，小学生から高校生の同世代相互及び世代を超えた交流や学習などの場，読書，調べ学習の場，楽しく安心して学べるよう地域交流や仲間づくり文化活動などの場を提供します。

- 青少年交流館の運営（学習・交流の場の提供，工作・運動等の体験型イベント等の実施）
- 図書館の運営（閲覧席及びおはなし室の開放，おはなし会の実施，小学生読書会の実施，中学生の「記者」によるぶちねこ便の発行等）
- 各公民館の運営（夏季休業中に施設の一部を自習室として開放，家庭教育事業の実施，青少年教育事業の実施，成人教育事業の実施，地域文化祭の実施，公民館登録団体と共催で公開講座等の開催）

1-3-12 公園における居場所づくり（緑と公園課）

子どもたちの放課後等の身近な居場所となるよう，公園の新設・改修時，遊具などの種類については，利用する子どもたちにアンケートや希望を聴きながら子どもたちが遊びたい，居たいと思える公園づくりや情報を提供します。

- 調布市公園施設長寿命化計画や子どもたちの意見に基づいた公園施設や遊具の維持・補修
- 公園・緑地機能再編整備プランによる公園の計画的な整備
- ボール遊びのできる公園や複合遊具のある公園などの情報提供
- ◎ 「親子であそぼう！！公園マップ」の充実

CHECK



Q. 市内には施設や居場所が何箇所ある？

公園の数は？
ボール遊びのできる公園 12 箇所
複合遊具のある公園 52箇所

公立小・中学校の数は？
小学校20校
中学校8校

図書館や公民館の数は？
図書館11箇所
公民館3箇所

子育てひろばや児童館の数は？
子育てひろば17 箇所
児童館 11 箇所



子ども家庭支援センターすこやか

「屋根のある公園」として、親子で一緒に楽しく遊べます。相談コーナーのほか、乳幼児交流事業、開放広場、子どもショートステイ、すこやか保育、トワイライト・ステイ、パパひろばなどのサービスを行っています。



☞ 児童館 子育てひろば

市内 11 箇所の児童館で乳幼児親子を対象にしたひろばの開放のほか、各種講座や自主サークルの支援、専門相談員による相談などを行っています。



☞ プレイセンターちょうふ

プレイセンターちょうふは、雨の日でも子どもが遊べる屋内の遊び場です。

また、親同士が学び合い自分たちで運営する、プレイセンター活動も定期的実施しています。子どもも親も育ち合う活動に取り組んでいます。

プレイセンター
ちょうふ



☞ プレイセンターせんがわ

プレイセンターせんがわは、天候に左右されずに快適に子どもが遊べる屋内の遊び場です。

他のプレイセンターと同様に、プレイセンター活動や相談事業、子ども食堂なども実施しています。

プレイセンター
せんがわ



CHECK

Q. 青少年ステーション CAPS ってなに？

CAPS は中・高校生世代への健全な居場所を提供するとともに、中・高校生世代が自分たちの想像力を発見し、伸ばし、さらに、その力を地域に還元することで、中・高校生世代を通じてすべての人につながった街づくりを目指す施設です。中心になるのは、中・高校生世代です。

また、それぞれの専門的知識を有した職員が配置され、サポートをしています。

その他に、開設後利用対象者から外れ、CAPS を卒業していった卒業生達が支援スタッフ(ボランティアスタッフ)としてあらゆる機会をサポートを行ってくれています。



ロビー



音楽スタジオ



相談室



クラフトルーム



ダンススタジオ



アクティブトレイン



グッディー

「グッディー」と「ようすけ」

CAPS 開設当初に公募で生まれたキャラクター。
最近、「グッディー」が「ようすけ」の人気の押しに気味。



ようすけ

基本施策 1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実

現状と課題

地域コミュニティにおける関わりの希薄化に伴い、子どもの健やかな成長の原点である学びや遊び・体験活動の機会が減少しています。学校や学校外における多様な学びや遊び・体験活動を行うことができる場所や機会の充実が求められています。

すべての子ども・若者が、健やかに成長し、自立していくためには、安全・安心に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、生まれ育った環境、家庭の経済的理由などによって学びや体験活動などの機会を奪われることのないよう支援する必要があります。

施策の方向

- 規律性、社会性及び協調性を育む機会を充実していきます。
- 子どもの意見を尊重した学びや遊び・体験活動の機会を充実していきます。
- 地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる学びや体験活動の機会を充実していきます。
- 社会の一員としての自覚を持ち、社会に積極的に関わるといった社会形成に参画する態度を育む機会を充実していきます。

主な事業・取組

1-4-1 地域における子育て支援活動の支援（子ども政策課、東部公民館、西部公民館、北部公民館）

地域における子どもの心身の成長を目的とした体験、遊びの場の提供や子どもと子育てに関する学習・啓発、子育ての仲間づくり、情報交換、交流などを目的とした子育てに関する活動を支援します。

- 子ども・若者基金を活用した子育て支援活動助成事業の実施
- 公民館における子育てサークル活動の支援

1-4-2 放課後等における遊びや体験活動の推進（児童青少年課）

児童館、学童クラブ、あそびバにおいて、子どもたちが、「やってみたい」ということを尊重し、自由遊びやイベントなどでの体験を通して子どもたちが交流し、自主性、協調性、創造力を高め成長するよう支援していきます。

また、学童クラブにおいて、保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学1年生から6年生に対して、集団生活のもと健やかな成長や基本的生活習慣の確立を支援していきます。

青少年ステーション CAPS において、中・高校生世代が、音楽やスポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等自由に安心して遊び、活動できるよう支援していきます。

- 児童館・あそびバ・学童クラブ・青少年ステーション CAPS の運営

1-4-3 宿泊体験や職場体験の推進（指導室）

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、職場体験など、集団行動や社会の接点となる体験活動を通じて、規律性・社会性・協調性を育成する機会を創出し、将来の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

- 八ヶ岳移動教室（小学5年生）、日光移動教室（小学6年生）、中学生移動教室（中学1年生）、修学旅行（中学3年生）の実施
- 中学生職場体験（中学2年生）の実施
- 多摩川を利用した自然体験学習の実施
- クリーンプラザふじみのへの社会科見学の実施

1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策1-2関連）（児童青少年課）

児童館が主催する宿泊活動や自然体験活動を通じて、児童・生徒のコミュニケーション能力、社会性・責任感等の育成を図ります。

- ウルトラキャンプの実施
- 児童青少年フェスティバルの実施
- 児童館まつりの実施
- 児童館交歓フェアの実施
- 児童館交流大会（サッカー大会、オセロ大会）の実施

1-4-5 青少年交流・体験事業の推進（社会教育課）

青少年が同世代相互及び世代を超えた交流をとおり、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図る場を、また、恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおりして少年の心身の健全な育成を図る場を提供します。

子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を、また、二十歳という人生の節目として将来について考える機会となるつどいの場を提供します。

- 青少年交流館の運営（学習・交流の場の提供、工作・運動等の体験型イベント等の実施）
- 八ヶ岳少年自然の家の運営
- 調布っ子“夢”発表会の実施
- 二十歳のつどいの実施

1-4-6 読書・調査活動への支援（図書館）

「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、子どもたちの読書や調査活動を支援します。

- 児童サービスの充実
- ◎ YA（ヤングアダルト）サービスの充実
- 利用支援サービスの充実

1-4-7 地域における子どもの運動・スポーツ機会の確保（スポーツ振興課，指導室，児童青少年課）

身近な地域で子どもが運動・スポーツを楽しめるよう，様々な主体と連携した事業実施によりサッカーや陸上競技など子どものスポーツへの体験・参加の機会づくりを推進します。

また，パラスポーツの普及・啓発と障害理解の促進を図ります。

- ジュニア陸上体験教室の実施
- FC 東京子どもサッカー体験教室の実施
- NTT 東日本バドミントン地域感謝祭の実施
- 小学生を対象としたニュースポーツの大会の開催
- 児童館・学童クラブでのスポーツの機会の提供
- 調布市青少年健全育成地区親善ソフトボール大会の開催
- パラスポーツ体験会の実施
- 総合体育館，西調布体育館，大町スポーツ施設体育館の運営による運動・スポーツの場の提供

1-4-8 平和祈念事業への子どもたちの参加促進（文化生涯学習課）

戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくため，次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え，学ぶとともに，その成果を広く市民へ還元する取組を実施します。

また，派遣事業に参加した子どもたちが，その学びや平和への想いを継続的に発信できるよう，活動の場づくりや支援に取り組みます。

- 調布っ子“平和なまち”絵画コンテストの実施
- ちょうふピースメッセンジャー（中学生の被爆地平和派遣事業）の実施
- ◎ ちょうふピースメッセンジャージュニア（FC 東京と連携した小学生の被爆地平和派遣事業）の実施

1-4-9 多様な農業体験の場づくり（農政課）

小学校の体験学習（授業）で農家の指導を受けながら，子どもたちが農業とふれあい，農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる機会づくりを推進します。

- 学童農園の実施

1-4-10 「映画のまち調布」の推進（産業振興課）

「映画のまち調布」として映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとして，映画・映像関連企業をはじめ，市民・団体との連携・協働の下，子どもたちの成長に合わせた様々な映画・映像関連イベントを実施します。

- 子どもたちと映画寺子屋上映会の開催
- ちょうふ親子映画上映会の開催
- 調布ジュニア映画塾の実施
- 高校生フィルムコンテスト i n 映画のまち調布の実施

1-4-11 交通ルール学習の機会づくり（交通対策課、指導室）

子どもたちが交通事故から身を守るために交通ルールや自転車の正しい乗り方を身につけることができる機会づくりをします。

また、学校において自転車教室や交通安全教室を実施するなど、安全意識を高める学習を実施していきます。

- 子ども交通教室の運営
 - ・ 幼児・小学生を対象に親子交通安全教室の実施
 - ・ 保育所・幼稚園・小学校・地域の子ども会等で希望されるグループを対象に1日交通安全教室の実施
 - ・ 親子交通安全フェスタの開催
 - ・ 自転車練習用模擬コースの一般開放の実施
- 警察と連携した交通安全教育（保育所・幼稚園・小学校などを対象とした、交通安全講話、歩行訓練、自転車実技教室、自転車講話）の実施
- 調布警察署管内園児交通安全防犯連絡会（交通安全講習会の実施・防犯講習会の実施・交通安全啓発活動・子ども交通安全のつどい等による啓発実施団体）に対する補助
- 学校における自転車教室・交通安全教室の実施

1-4-12 環境学習の充実（環境政策課、資源循環推進課）

次代を担う子どもたちを含め、あらゆる世代におけるSDGsを意識した環境学習を推進するとともに、環境保全についての学習の機会・場の確保を図ります。

行政・事業者・市民団体等と共同で、クリーンプラザふじみ、深大寺・佐須地域の調布市公有地（田畑等）、多摩川自然情報館等を拠点とした環境学習を展開します。

- 環境フェアの開催
- こどもエコクラブ事業の実施
- 環境学習に関する出前講座の実施
- エコフェスタちょうふの開催，ごみ減量やりサイクル推進の意識啓発ポスター・川柳募集
- ふじみまつりの開催
- 深大寺・佐須地域の公有地等における農業体験などの環境学習の実施
- 都立農業高校神代農場の見学会の実施
- 多摩川・野川における自然体験型の環境学習の実施

1-4-13 就業体験の機会づくり（人事課）

学生に対し調布市役所や子ども家庭支援センターすこやか、公立保育所や児童館等での就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意識の向上や市政に対する理解を深めます。

- インターンシップの実施

